

北方領土

択捉島、国後島、色丹島及び
歯舞群島からなる北方領土は、
日本国民が父祖伝来の地として
受け継いできたもので、
いまだかつて一度も外国の領土と
なったことがない日本固有の領土です。



領土確定の経緯

1855 (安政元) 年に択捉島とウルップ島との間に日露の国境が法的に画定されて以降、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島から成る北方四島は一度も他国の領土になったことはありません。

江戸時代、松前藩は17世紀初頭から北方四島を自藩の領域として認識し、徐々に統治を確立していきました。1644 (正保元) 年、「クナシリ (国後)」島、「エトホロ (択捉)」島などの地名が明記された地図が松前藩から幕府に提出され、日本地図「正保御国絵図」が編纂されています (図1)。

江戸幕府は、ロシアの勢力の南下に伴い、択捉島及びそれより南の島々に番所を置いて外国人の侵入を防ぎ、これらの島々を統治しており、1798 (寛政10) 年、大規模な巡察隊を蝦夷地に派遣しました。このとき、近藤重蔵は最上徳内と共に国後島、択捉島を調査し、択捉島に「大日本恵登呂府」の標柱を建てています (図2)。

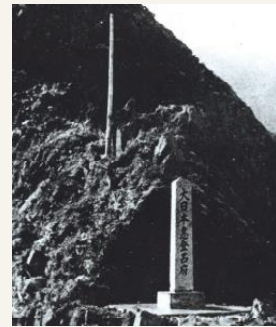
1855 (安政元) 年「日魯通好条約」が結ばれ、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島との国境をそのまま確認しました (図3)。

1875 (明治8) 年、樺太千島交換条約により、樺太 (サハリン) 全島における日本の権利と引き替えに、日本は千島列島として、最北のシュムシュ島から、もっとも南に位置するウルップ島までの18島が列挙されました (図4)。そこには北方四島の島名はありません。こうした事実は、千島列島とは明確に区別された北方四島が、一度も日本以外の領土になったことがない日本の領土であることを示しています。

1905 (明治38) 年、日露戦争後に締結されたポーツマス条約では、樺太 (サハリン) の北緯50度以南を、日本がロシアから割譲されました (図5)。

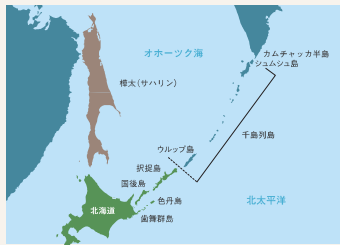


正保御国絵図
所蔵: 国立歴史民俗博物館



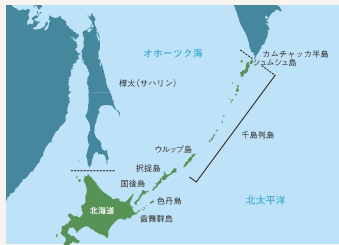
択捉島標柱写真
所蔵: 千島歯舞諸島居住者連盟

1855年
「日魯通好条約」が結ばれ、
択捉島とウルップ島との間に、
平和裡に国境が確定



日魯通好条約に基づく国境線

1875年
「樺太千島交換条約」が結ばれ、
シュムシュ島からウルップ島までの
千島列島が日本領に



樺太千島交換条約に基づく国境線

1905年
「ポーツマス条約」が結ばれ、
樺太の北緯50度以南が
日本に割譲される



ポーツマス条約に基づく国境線

北方四島の暮らし

第二次世界大戦前の北方四島には、 約17,000人の日本人が居住していました。

色丹島は1村(色丹村)、国後島に2村(泊村、留夜別村)、択捉島では3村(留別村、紗那村、琴取村)が置かれ、それぞれに役場が置かれており、歯舞群島は歯舞村(現在の根室市)に属していました。各島には、駅通^{*}、郵便局、警察署、小学校等が設けられていました。北方海域は水産資源が豊富なため、水産業が盛んで、国後島や択捉島では林業や鉱業なども行われていました。

^{*}駅通: 荷物などを送ること。郵便の旧名。



志発島の缶詰工場



多楽小学校の大運動会



シロナガスクジラの解体



海苔すき作業



市街の光景



泊村の郵便局



市街の光景



留別港において鱈が大漁の様子

写真提供: 千島歯舞諸島居住者連盟

領土問題の発生

1945 (昭和20) 年8月9日、ソ連は、当時まだ有効だった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾して降伏の意思を明確にした後も攻撃を続け北方四島を占領しました。現在も北方四島ではロシアによる不法占拠が続いています。

1945 (昭和20) 年8月9日、ソ連は1941年に署名され当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦しました。ソ連軍が千島列島への攻撃を開始したのは、我が国がポツダム宣言を受諾して連合国に降伏の意思を明確に示した8月14日から4日後の8月18日でした。その後、ソ連軍は島づたいに南下し、8月31日までに千島列島の南端であるウルツプ島まで占領を完了しました。

更にソ連軍の別の部隊が、8月28日に択捉島、9月1日から9月5日までの間に国後島、色丹島及び歯舞群島のすべてを占領してしまいました。

終戦時、択捉島以南の四島には、約1万7,000人の日本人が居住していました。ソ連軍の占領により、約半数の者は自ら脱出しましたが、それ以外の島民は、1947 (昭和22) 年から1948 (昭和23) 年に四島から強制退去させられ、サハリンでの抑留生活を経て、函館に送還されました。



1943年11月 カイロ宣言 写真:読売新聞社
連合国側は、連合国の共通原則として領土の拡大を求めない大西洋憲章の方針を確認するとともに、暴力及び貪欲により日本国が略取した地域等から日本は駆逐されなければならないと表明しました。北方四島が日本国の略取したのではないことは歴史的経緯に鑑みても明白です。



1945年2月 ヤルタ協定 写真:共同通信社
米英とソ連の首脳は、千島列島がソ連に引き渡されることと樺太(サハリン)の南部がソ連に返還されることを含むヤルタ協定に署名しました。しかしながら、ヤルタ協定は、当時の連合国首脳間で戦後の処理の方針を述べたものであり、関係連合国間で領土の最終的処理につき決定したものではありません。また、日本は、同協定に参加しておらず、いかなる意味においてもこれに拘束されることはありません。



写真:共同通信社

1951年9月 日本はサンフランシスコ平和条約に署名

日本はサンフランシスコ平和条約に基づき、千島列島とポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太(サハリン)の南部に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しました。しかし、千島列島とは日魯通好条約や樺太千島交換条約から明らかなように、ウルツプ島以北の島々を指すものであり、北方四島は含まれません。米國務省は1956年9月7日付けの覚書において、「米国は、歴史上の事実を注意深く検討した結果、択捉、国後両島は(北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに)常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に到達した」との見解を明らかにしています。また、サンフランシスコ平和条約の当事国でないソ連は、同条約を解釈する立場にはありません。

首脳レベルでの合意

北方領土問題が発生して以降、
日本政府とソ連・ロシア政府との間で交渉が行われ、
今日に至るまで継続しています。

1956年10月
日ソ共同宣言

平和条約の締結交渉の継続及び平和条約締結後にソ連が歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことに同意



日ソ共同宣言に署名する鳩山総理とフルシチョフ首相
(写真:共同通信社)

1991年4月
ゴルバチョフ大統領訪日

歯舞、色丹、国後、択捉の四島が領土問題の対象であることを文書において確認



共同声明に署名した海部総理とゴルバチョフ大統領
(写真:内閣官房内閣広報室)

1993年10月
エリツイン大統領訪日

「日露関係に関する東京宣言」に署名、平和条約の早期締結に向け交渉継続を確認



エリツイン大統領と共に「東京宣言」に署名する経川総理
(写真:内閣官房内閣広報室)

1998年4月
川奈首脳会談

橋本総理から領土問題解決のための提案が行われる



エリツイン大統領と会談する橋本総理
(写真:内閣官房内閣広報室)

1998年11月
モスクワ首脳会談

「創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」に署名



モスクワにおいてエリツイン大統領と会談する小淵総理
(写真:内閣官房内閣広報室)

2001年3月
イルクーツク首脳会談

北方四島の帰属問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認



「イルクーツク声明」に署名した森総理とプーチン大統領
(写真:内閣官房内閣広報室)

2003年1月
小泉総理訪露

「日露行動計画」を採択、諸問題の交渉を加速するとともに、四島交流事業の発展を確認



共同声明に署名した小泉総理とプーチン大統領
(写真:内閣官房内閣広報室)

2013年4月
安倍総理訪露

戦後67年を経て日露平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識で一致



モスクワでの首脳会談に際して携行する安倍総理とプーチン大統領
(写真:内閣官房内閣広報室)

2016年12月
プーチン大統領の訪日

北方四島における共同経済活動に関する交渉を進めることに合意



山口県熊毛町での会談の様子
(写真:内閣官房内閣広報室)

2018年11月
シンガポールでの首脳会談

1956年日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることに合意



プーチン大統領と会談する安倍総理
(写真:内閣官房内閣広報室)

2019年6月
プーチン大統領の訪日

シンガポールにおいて共に表明した決意の下で精力的に平和条約交渉が行われていることを歓迎、引き続き交渉を進めていくことで一致



プーチン大統領と会談する安倍総理
(写真:内閣官房内閣広報室)